

○青少年健全育成条例施行規則

昭和五十二年十月十八日

宮城県規則第六十三号

改正 昭和六〇年八月二三日規則第三六号

昭和六三年一〇月一日規則第五二号

あ平成八年五月二八日規則第四六号

平成一四年三月一九日規則第二〇号

平成一七年三月二五日規則第六七号

平成一七年七月一四日規則第一三七号

平成一九年一二月七日規則第一〇八号

平成一九年一二月一八日規則第一一二号

平成二〇年三月二五日規則第三三三号

平成二二年三月二四日規則第二一号

平成二七年三月二五日規則第二五号

平成三〇年三月二三日規則第二四号

令和四年三月二五日規則第一六号

〔青少年保護条例施行規則〕をここに公布する。

青少年健全育成条例施行規則

(平一七規則六七・改称)

青少年保護条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第三十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則六七・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第一条の二 条例第十六条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第十五条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第十六条の三第一項に規定する書面又は電磁的記録を提出しなければならないこと。

二 保護者が青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第十六条の三第三項に規定する書面又は電磁的記録を提出しなければならないこと。

2 条例第十六条の二第二項の規則で定める事項は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容とする。

(平二七規則二五・追加、平三〇規則二四・一部改正)

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第一条の三 条例第十六条の三第一項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

一 その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。

二 その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

三 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

2 条例第十六条の三第一項及び第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所及び連絡先

(平二七規則二五・追加、平三〇規則二四・一部改正)

(公表の方法)

第一条の四 条例第十六条の四第二項の規定による公表は、宮城県公報への掲載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 勧告の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平二七規則二五・追加)

(興行者の表示)

第二条 条例第十七条第五項の規定による表示は、様式第一号によつて行うものとする。

(平一七規則六七・一部改正)

(有害図書類の内容)

第三条 条例第十八条第二項第一号の規則で定める写真又は絵及び同項第二号の規則で定める場面の内容は、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態に係る写真若しくは絵又は場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）にあつては第一号から第六号までの、性交又はこれに類する性行為に係る写真若しくは絵又は場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）にあつては第七号から第十一号までのいずれかに該当するものとする。

- 一 女性の大^{たい}腿部を開いた姿態
- 二 陰部又は臀^{でん}部を誇示した姿態
- 三 自慰の姿態
- 四 女性^{せつ}の排泄の姿態
- 五 男女の愛撫^ぶの姿態
- 六 緊縛の姿態
- 七 男女の性交又は性交を明らかに連想させる行為
- 八 男女の性交に類似する行為
- 九 強制性交等その他の^{りよう}凌辱行為
- 十 同性間の性行為
- 十一 変態性欲に基づく性行為

(昭六〇規則三六・追加、昭六三規則五二・平一七規則六七・令四規則一六・一部改正)

(有害図書類の陳列方法)

第四条 条例第十八条第四項の規定による有害図書類の陳列は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 営業場所に、間仕切り等の設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列すること。
- 二 有害図書類以外の物を陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた陳列棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- 三 陳列棚の棚板の前面から二十センチメートル以上張り出した仕切板(透けて見えない材質のものに限る。)を設け、当該仕切板と当該仕切板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。

四 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみ見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。

五 前各号に掲げる方法により陳列することが困難な場合には、有害図書類を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして、まとめて陳列すること。

(平一七規則六七・追加)

(有害特定がん具類とする物品)

第五条 条例第十九条第二項第三号に規定する専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品

二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式のバイブレーターを内蔵し、又は装着できる構造を有するもの

三 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨脹させ人形となるものを含む。）

(平八規則四六・追加、平一七規則六七・旧第四条繰下・一部改正、平二二規則二一・一部改正)

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第六条 条例第二十二條第一項の規定による届出は、様式第二号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 図書類自動販売機等管理者の就任承諾書

二 図書類自動販売機等の設置場所の見取図

三 図書類自動販売機等の設置場所の提供者が当該図書類自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

2 条例第二十二條第二項の規定による届出は、様式第三号又は様式第四号によつて行うものとする。

(昭六三規則五二・追加、平八規則四六・旧第四条繰下・一部改正、平一七規則六七・旧第五条繰下・一部改正、平二〇規則三三・一部改正)

(図書類自動販売機等の届出済証等)

第七条 条例第二十三條第一項に規定する届出済証は、様式第五号によるものとする。

2 条例第二十三條第二項の規定による申請は、様式第六号によつて行うものとする。

(昭六三規則五二・追加、平八規則四六・旧第五条繰下・一部改正、平一七規則六

七・旧第六条繰下・一部改正)

(多数の青少年の利用に供される施設)

第八条 条例第二十五条第三項第八号に規定する多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を有するものに限る。）
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により設置されるスポーツ施設
- 三 興行場法（昭和二十三年法律百三十七号）第二条第一項の規定による許可に係る興行場で別表第一に掲げるもの
- 四 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表第二に掲げるもの

（平八規則四六・追加、平一七規則六七・旧第七条繰下・一部改正、平一九規則一〇八・一部改正）

(図書類自動販売機等の表示)

第九条 条例第二十五条第四項の規則で定める事項は、住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）及び電話番号、図書類自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号並びに図書類自動販売機等の設置年月日とし、その表示は、様式第七号によつて行うものとする。

（昭六〇規則三六・追加、昭六三規則五二・旧第四条繰下・一部改正、平八規則四六・旧第六条繰下・一部改正、平一七規則六七・旧第八条繰下・一部改正）

(準用)

第十条 第六条から前条までの規定は、条例第二十七条の規定により条例第二十二条から条例第二十六条までの規定が準用される場合における特定がん具類自動販売機等を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、第六条第一項中「条例第二十二条第一項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十二条第一項」と、「様式第二号」とあるのは「様式第八号」と、同条第二項中「条例第二十二条第二項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十二条第二項」と、「様式第三号又は様式第四号」とあるのは「様式第九号又は様式第十号」と、第七条第一項中「条例第二十三条第一項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十三条第一項」と、「様式第五号」とあるのは「様式第十一号」と、同条第二項中「条例第二十三条第二項」

とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十三条第二項」と、「様式第六号」とあるのは「様式第十二号」と、第八条中「条例第二十六条第三項第八号」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十六条第三項第八号」と、第九条中「条例第二十六条第四項」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例第二十六条第四項」と、「様式第七号」とあるのは「様式第十三号」と読み替えるものとする。

(平八規則四六・追加、平一七規則六七・旧第九条繰下・一部改正、平二二規則二一・一部改正)

(立入調査員証明書)

第十一条 条例第三十九条第二項に規定する証明書は、様式第十四号によるものとする。

(昭六〇規則三六・旧第三条繰下・一部改正、昭六三規則五二・旧第五条繰下・一部改正、平八規則四六・旧第七条繰下・一部改正、平一四規則二〇・旧第十六条繰上・一部改正、平一七規則六七・旧第十条繰下・一部改正、平二二規則二一・一部改正)

附 則

この規則は、昭和五十二年十一月一日から施行する。

別表第一（第八条関係）

(平八規則四六・追加、平一四規則二〇・平一七規則六七・平三〇規則二四・一部改正)

名称	位置
宮城県民会館	仙台市
仙台市民会館	同
仙台市戦災復興記念館	同
仙台市青年文化センター	同
仙台市若林区文化センター	同
仙台市泉文化創造センター	同
電力ホール	同
仙台サンプラザホール	同
登米祝祭劇場	登米市
栗原文化会館	栗原市
栗原市若柳総合文化センター	同

大和町ふれあい文化創造センター

黒川郡大和町

別表第二（第八条関係）

（平一七規則六七・全改・一部改正、平一七規則一三七・平一九規則一一二・平三

〇規則二四・一部改正）

名称	位置
仙台市泉岳自然ふれあい館	仙台市
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花 山青少年自然の家南蔵王野営場	白石市
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花 山青少年自然の家	栗原市
宮城県松島自然の家	東松島市
宮城県蔵王自然の家	刈田郡蔵王町
宮城県志津川自然の家	本吉郡南三陸町

		届出番号	⑧	第	号
図書類自動販売機等設置届出書					
宮城県知事 殿		年 月 日			
		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
図書類自動販売機等を設置したいので、青少年健全育成条例第22条第1項の規定により届け出ます。					
図書類自動販売機等を設置する者	(ふりがな) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)				
図書類自動販売機等の区分	1 自動販売機	2 自動貸出機			
(収納する図書類の区分)	1 書籍・雑誌	2 録画テープ	3 その他()		
図書類自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号				
図書類自動販売機等の設置場所					
図書類自動販売機等の設置場所の提供者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号				
設置予定年月日	年 月 日				
販売(貸付け)開始予定年月日	年 月 日				
備考					
注 この届出書には、次の書類を添付すること。 (1) 図書類自動販売機等管理者の就任承諾書 (2) 図書類自動販売機等の設置場所の見取図 (3) 図書類自動販売機等の設置場所の提供者が当該図書類自動販売機等を設置することを承諾したことを証する書面の写し					

様式第3号(第6条関係)

図書類自動販売機等届出事項変更届出書		年 月 日
宮城県知事 殿		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
図書類自動販売機等の届出事項を変更したので、青少年健全育成条例第22条第2項の規定により届け出ます。		
図書類自動販売機等の届出番号		④ 第 号
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
備 考		
注 この届出書には、変更の事実を証する書類を添付すること。		

様式第4号(第6条関係)

図書類自動販売機等廃止届出書 年 月 日	
宮城県知事 殿	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
図書類自動販売機等の使用を廃止したので、青少年健全育成条例第22条第2項の規定により届け出ます。	
図書類自動販売機等の届出番号	㊦ 第 号
図書類自動販売機等の設置場所	
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	
注 備考欄に廃止の理由を記載すること。	

様式第5号(第7条関係)



直径 4cm
金地に黒字
県章は緑色の網かけ

様式第6号(第7条関係)

図書類自動販売機等届出済証再交付申請書 年 月 日	
宮城県知事 殿	申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
青少年健全育成条例第23条第2項の規定により、図書類自動販売機等の届出済証の再交付を申請します。	
図書類自動販売機等の届出番号	④ 第 号
図書類自動販売機等の設置場所	
再交付を受けようとする理由	1 届出済証が滅失した。 2 届出済証が破損した。 3 届出済証が識別困難となった。
備 考	

様式第7号(第9条関係)

図書類自動販売機等表示票	
図書類取扱業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
図書類自動販売機等 管 理 者	住所 氏名 電話番号
設 置 年 月 日	

15cm

15cm

様式第8号(第10条関係)

		届出番号	(特) 第 号
特定がん具類自動販売機等設置届出書			
宮城県知事 殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定がん具類自動販売機等を設置したいので、青少年健全育成条例第27条において準用する同条例第22条第1項の規定により届け出ます。			
特定がん具類自動販売機等を設置する者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
特定がん具類自動販売機等の区分	1 自動販売機 2 自動貸出機		
(収納する特定がん具類の区分)	1 性的がん具 2 刃物 3 その他の器具()		
特定がん具類自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号		
特定がん具類自動販売機等の設置場所			
特定がん具類自動販売機等の設置場所の提供者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
設置予定年月日	年 月 日		
販売(貸付け)開始予定年月日	年 月 日		
備 考			
注 この届出書には、次の書類を添付すること。 (1) 特定がん具類自動販売機等管理者の就任承諾書 (2) 特定がん具類自動販売機等の設置場所の見取図 (3) 特定がん具類自動販売機等の設置場所の提供者が当該特定がん具類自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し			

様式第9号(第10条関係)

特定がん具類自動販売機等届出事項変更届出書 年 月 日	
宮城県知事 殿	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定がん具類自動販売機等の届出事項を変更したので、青少年健全育成条例第27条において準用する同条例第22条第2項の規定により届け出ます。	
特定がん具類自動販売機等の届出番号 (特) 第 号	
変更事項	変更前
	変更後
変更年月日 年 月 日	
備 考	
注 この届出書には、変更の事実を証する書類を添付すること。	

様式第10号(第10条関係)

特定がん具類自動販売機等廃止届出書 年 月 日	
宮城県知事 殿	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
特定がん具類自動販売機等の使用を廃止したので、青少年健全育成条例第27条において準用する同条例第22条第2項の規定により届け出ます。	
特定がん具類自動販売機等の届出番号	(特) 第 号
特定がん具類自動販売機等の設置場所	
廃止年月日	年 月 日
備 考	
注 備考欄に廃止の理由を記載すること。	

様式第11号(第10条関係)



直径 4cm
金地に黒字
果章は緑色の網かけ

様式第12号(第10条関係)

<p>特定がん具類自動販売機等届出済証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>青少年健全育成条例第27条において準用する同条例第23条第2項の規定により、特定がん具類自動販売機等の届出済証の再交付を申請します。</p>	
特定がん具類自動販売機等の届出番号	④ 第 号
特定がん具類自動販売機等の設置場所	
再交付を受けようとする理由	<ol style="list-style-type: none">1 届出済証が滅失した。2 届出済証が破損した。3 届出済証が識別困難となった。
備 考	

様式第13号(第10条関係)

特定がん具類自動販売機等表示票	
特定がん具類 取扱業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定がん具類 自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号
設置年月日	

15cm

15cm

裏

青少年健全育成条例抜粋	
6cm	(立入調査等) 第39条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。 (1) 興行場、広告物の掲示場所、図書類自動販売機等若しくは特定がん具類自動販売機等の設置場所又は風俗営業等を行う場所 (2) 次に掲げる者の事務所又は営業所 イ 興行者 ロ 図書類取扱業者 ハ 特定がん具類取扱業者 ニ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 ホ 広告物の広告主又は管理者 ヘ 質屋、古物商又は貸金業者 ト 遊技場を営む者 (罰則) 第41条 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。 (10) 第39条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
	9cm

附 則（昭和六〇年規則第三六号）

この規則は、昭和六十年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第五二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 青少年保護条例の一部を改正する条例（昭和六十三年宮城県条例第二十四号）附則第二項の規定により同条例による改正後の青少年保護条例第八条の二第一項の規定が適用される者に対する改正後の青少年保護条例施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第二号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「販売（貸付け）開始予定年月日」とあるのは「販売（貸付け）開始（予定）年月日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の青少年保護条例施行規則の規定による立入調査証は、新規則の規定による立入調査員証明書とみなす。

附 則（平成八年規則第四六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 青少年保護条例の一部を改正する条例（平成八年宮城県条例第九号。以下「条例第九号」という。）附則第七項の規定により条例第九号による改正後の青少年保護条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号。以下「新条例」という。）第八条の六において準用する第八条の二第一項の規定が適用される者に対する改正後の青少年保護条例施行規則（以下「新規則」という。）第九条において準用する新規則第五条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第八号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「販売（貸付け）開始予定年月日」とあるのは「販売（貸付け）開始（予定）年月日」とする。
- 3 条例第九号附則第八項の規定により新条例第八条の二第一項の規定が適用される者に対する新規則第五条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第二号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「販売（貸付け）開始予定年月日」とあるのは「販売（貸付け）開始（予定）年月日」とする。

- 4 条例第九号附則第十項の規定により新条例第九条第一項の規定が適用される者に対する新規則第十条第一項及び同条第二項の規定の適用については、同項第五号中「開始予定年月日」とあるのは「開始（予定）年月日」と、新規則の規定による様式第十四号中「開始したい」とあるのは「開始している」と、「営業開始（予定）年月日」とあるのは「営業開始年月日」とする。
- 5 条例第九号附則第十二項の規定により新条例第十三条第一項の規定が適用される者に対する新規則第十二条第一項及び同条第二項の規定の適用については、同項第四号中「開始予定年月日」とあるのは「開始（予定）年月日」と、新規則の規定による様式第十七号中「販売をしたい」とあるのは「販売をしている」と、「販売開始予定年月日」とあるのは「販売開始年月日」とする。
- 6 この規則の施行の際現に表示又は交付されている改正前の青少年保護条例施行規則の規定による自動販売機等の表示又は届出済証若しくは立入調査員証は、それぞれ新規則の規定による図書類自動販売機等の表示又は届出済証若しくは立入調査員証明書とみなす。

附 則（平成一四年規則第二〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし第二条の規定は、同年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の青少年保護条例施行規則第十条の規定による立入調査員証は、第一条の規定による改正後の青少年健全育成条例施行規則第十条の規定による立入調査員証とみなす。
- 3 第二条の規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の青少年保護条例施行規則第十条の規定による立入調査員証及び第一条の規定による改正後の青少年健全育成条例施行規則第十条の規定による立入調査員証は、第二条の規定による改正後の青少年健全育成条例施行規則第十一条の規定による立入調査員証とみなす。

附 則（平成一七年規則第一三七号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一〇八号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の

日から施行する。

(施行の日＝平成一九年一二月二六日)

附 則（平成一九年規則第一一二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第二国立南蔵王青少年野営場の項及び国立花山少年自然の家の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二一号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に表示され、又は交付されている改正前の青少年健全育成条例施行規則の規定による特定がん具等自動販売機等表示票又は立入調査員証明書は、それぞれ改正後の同規則の規定による特定がん具類自動販売機等表示票又は立入調査員証明書とみなす。

附 則（平成二七年規則第二五号）

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第一六号）

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第九号、様式第二号から様式第四号まで、様式第六号、様式第八号から様式第十号まで及び様式第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の青少年健全育成条例施行規則の規定による諸様式（様式第一号を除く。）で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の青少年健全育成条例施行規則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

（昭63規則52・平17規則67・令4規則一六・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・平20規則33・令4規則一六・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・令4規則一六・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・令4規則一六・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・令4規則一六・一部改正）

様式第7号（第9条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平8規則46・全改，平17規則67・平20規則33・平22規則21・令4規則一六・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

（平8規則46・追加，平17規則67・平22規則21・令4規則一六・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平8規則46・追加，平17規則67・平22規則21・令4規則一六・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

（平8規則46・追加，平17規則67・一部改正）

様式第12号（第10条関係）

（平8規則46・追加，平17規則67・平22規則21・令4規則一六・一部改正）

様式第13号（第10条関係）

（平22規則21・全改）

様式第14号（第11条関係）

（平14規則20・全改，平17規則67・平22規則21・平27規則25・一部改正）